



課 個 5 - 17  
令和4年3月23日

日本税理士会連合会  
会長 神津 信一 殿

国税庁個人課税課長  
山 崎 博 之

### 3月14日から発生したe-Taxの接続障害への対応等について（周知依頼）

平素から税務行政に対し、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和4年3月14日（月）から、e-Taxの接続障害（以下「本障害」といいます。）が断続的に発生し、e-Taxにログインができない、ログインができて送信ができない又は送信に時間を要するなど、税理士の皆様に多大なご不便をおかけしておりますことをお詫び申し上げます。

現状、e-Taxは安定的に稼働しており、今回の障害の原因も特定され、再発防止の対応を進めているところです。

本障害により、期限内の申告等が困難な場合には、個別に申告期限等（申告・納付・法定提出期限）を延長することとし、後日、申告書等を提出いただく場合の具体的な手続方法などを「3月14日から発生したe-Taxの接続障害への対応等」として国税庁ホームページに掲載しております。

また、申告期限までに送信が完了しなかった関与先の申告データの取扱いに関して、署ごとにまとめて申告・納付期限の延長申請をする方法についても国税庁ホームページに掲載しております。

つきましては、各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様へ周知いただきますようお願い申し上げます。

御不明な点につきましては、下記の連絡先までお問い合わせください。

連絡先：国税庁課税部個人課税課 TEL：03-3581-4161 担当：塚本・千葉（内線3416・3748）
--

## 3月14日から発生したe-Taxの接続障害への対応等

### 1 概要

令和4年3月14日(月)から、e-Taxの接続障害(以下「本障害」といいます。)が断続的に発生し、e-Taxにログインができない、ログインができて送信ができない又は送信に時間を要するなど、利用者の皆さまにご不便をおかけすることとなりました。心よりお詫びを申し上げます。

国税庁と運用事業者において、本障害の対応を進めているところであり、現時点で把握した状況と対応策等についてご報告いたします。

### 2 本障害の状況及び解消・再発防止等の取組

#### (1) 本障害の状況

利用者がe-Taxを利用して申告・納税を実施しようとした際に、本障害により、令和4年3月14日(月)から15日(火)にかけて、断続的に主に次のような事象が発生しました。

- ・ ログイン困難(一部ログイン不可・混雑通知が表示される)
- ・ 送信困難(送信不能又は送信所要時間の長期化)
- ・ 国税庁からの通知確認困難(国税庁からの通知メール遅れ)

本年度の申告では、多くの方にe-Taxを利用していただいたこともあり、申告データを国税庁のデータベースサーバに格納する際の処理や取り出す際の処理に極めて大きな負荷がかかり、処理パフォーマンスの低下が発生したことが上記事象の原因であることが判明しました。

令和4年3月16日(水)以降は、e-Taxによる申告件数の減少もあり、上記事象は発生しておらず、安定的に稼働しています。

#### (2) 本障害の解消・再発防止等の取組

上記の処理に起因する障害については、運用事業者と共に検証した結果、その解決策が判明しました。今後、利用者の皆さまへの影響が最小となる可能な限り早い時期に、その解決策を実施してまいります。

電子申告・納税を安心してご利用いただけるよう、引き続き、運用事業者と再発防止策を検討・措置するとともに、安定稼働に向けて取り組んでまいります。

### 3 納税者等の皆様への対応

#### (1) 申告期限の取扱い等

本障害により、期限内の申告等が困難な場合には、個別に申告期限等(申告・納

付・法定提出期限)を延長することとし、後日、申告書等を提出いただく場合の具体的な手続方法(申告書等に「e-Taxの障害による申告・納付期限延長申請」である旨記載するなど)をお示ししたところです(参考1)。

今般、上記2のとおり、e-Taxの処理状況が改善したことを踏まえ、本日(令和4年3月18日(金))までに申告期限等を迎える申告等について、上記の手続方法により期限延長を行う期間を令和4年4月15日(金)までとします(参考2)。

(参考1) [申告所得税、贈与税の申告・納付期限の個別指定による期限延長手続の具体的な方法](#) (令和4年3月15日(火)公表)

(参考2) [e-Taxの接続障害による個別延長手続に関するFAQ](#) (令和4年3月18日(金)公表)(令和4年3月22日(火)更新)

(参考3) [新型コロナウイルス感染症の影響により期限内に申告が困難な場合の対応](#) (令和4年2月3日(木)公表)

## (2) 令和3年分所得税の青色申告特別控除の取扱い

本障害により、e-Taxによる申告書の提出ができなかった方について、65万円の青色申告特別控除を受ける場合の手続をお示ししています(参考4)。

(参考4) [e-Taxの接続障害に伴う65万円の青色申告特別控除の取扱い](#) (令和4年3月18日(金)公表)(令和4年3月22日(火)更新)

## (3) 預貯金口座からの振替日

本障害により、令和4年4月15日(金)までに個別に申告期限等を延長された方の預貯金口座からの振替日は、次のとおりです。

申告所得税 令和4年5月31日(火)

(注) 消費税(個人事業主)については、本障害による期限延長の対象とはなりませんので、令和4年3月31日(木)までに申告・納付をお願いします。

## 4 その他

従前より、e-Taxについては、令和4年3月19日(土)から21日(月)までの間、税制改正に対応するための定期メンテナンス等を予定しており、終日、ご利用いただくことができません。

利用者の皆さまには、重ねてご不便をおかけいたします(e-Taxの利用可能時間は「利用可能カレンダー」でご確認ください)。

(参考5) [e-Taxの利用可能時間カレンダー](#) (e-Taxホームページ)

※ (参考1)~(参考5)につきましては、国税庁ホームページ等でご確認ください。

## 申告所得税、贈与税の 申告・納付期限の個別指定による期限延長手続の具体的な方法

### ○ 確定申告書等作成コーナーを利用して e - T a x で提出する場合の入力方法

【所得税申告書の入力例】

「送信準備」画面の「特記事項」欄に、

「e - T a x の障害による申告・納付期限延長申請」と入力してください。

《パソコン》

国税庁 令和3年分 所得税 マイナンバーカード 確定申告書作成コーナー ご利用ガイド よくある質問 よくある質問を検索

送信準備

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

特記事項

特記事項に関する入力がありますか？

はい  いいえ

(全角200文字以内)

e - T a x の障害による申告・納付期限延長申請

《スマートフォン》

国税庁 確定申告書等作成コーナー

1 → 2 → 3 → 4 → 5 送信 → 6

送信準備

e-Taxの利用可能時間について

特記事項

※ 全角200文字以内

e - T a x の障害による申告・納付期限延長申請

## 【贈与税申告書の入力例】

「送信準備」画面の「特記事項」欄に、

「e-Taxの障害による申告・納付期限延長申請」と入力してください。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和3年分 贈与税の申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

送信前の申告内容確認 > 送信準備 > 送信票兼送付書等印刷

マイナンバーカード

### 送信準備

e-Taxには利用可能時間がありますので、送信前に[こちら](#)をご確認ください。  
利用可能時間外の場合、画面下の「入力データの一時保存」ボタンからデータの保存を行い、利用可能時間内に送信してください。

### 特記事項(任意入力)

特記事項を入力してください。  
[各欄全角50文字以内、合計全角200文字以内]

e-Taxの障害による申告・納付期限延長申請



○ 申告書を書面で提出する場合の記載方法

申告書の右上の余白に、

「e-Taxの障害による申告・納付期限延長申請」と記載してください。

【所得税申告書の記載例】

		<b>e-Taxの障害による申告・納付期限延長申請</b>			
税務署長 令和 年 月 日 提出		令和 <b>03</b> 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 確定 申告書 B		FA2201	
現在の住所 (又は事業所事務所等) 令和 年 1 月 1 日 現在の住所	〒	個人番号 (マイナンバー)	生年月日		
	フリガナ		氏名		
		職業	屋号・雑号	世帯主の氏名	世帯主との続柄

第一表 (令和)

【贈与税申告書の記載例】

		<b>e-Taxの障害による申告・納付期限延長申請</b>				
税務署長 令和 年 月 日 提出		令和 <b>03</b> 年分贈与税の申告書 (兼贈与税の額の計算明細書)		FD4729		
提出用 税務署受付印 明治1 大正2 昭和3 平成4 令和5	住所	(電話 - - )		税務署整理欄 (記入しないでください)		
	フリガナ			整理番号	名簿	
	氏名			補完	事案	
	個人番号 又は 法人番号	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記入してください。		申告書提出年月日	財産細目コード	短期処理
	生年			災害等延長年月日	訂正	確認 開封 修正 枚
			出国年月日			
			死亡年月日			

第一表 (令和3年分以下)

## e-Tax の接続障害による個別延長手続に関する F A Q

令和 4 年 3 月 18 日

(令和 4 年 3 月 22 日一部更新)

国 税 庁

令和 4 年 3 月 14 日（月）から、e-Tax の接続障害が断続的に発生したため、令和 3 年分の申告所得税及び贈与税の確定申告等の期限である令和 4 年 3 月 15 日（火）までに e-Tax で提出できなかった方は、令和 4 年 4 月 15 日（金）までの間、申告・納付期限の延長を申請することができます。

つきましては、その際の手続等を F A Q として取りまとめましたので、参考としてください。

納税者の皆様にご不便をおかけすることとなり、心よりお詫びを申し上げます。

### 目 次

- 問 1．令和 3 年分の確定申告をこれから行う場合
- 問 2．e-Tax の接続障害により確定申告書を訂正できなかった場合
- 問 3．青色申告特別控除 65 万円の取扱い
- 問 4．受付結果の確認方法
- 問 5．令和 3 年分以外の確定申告について
- 問 6．預貯金口座からの振替日について



### 問1. 《令和3年分の確定申告をこれから行う場合》

令和4年3月14日（月）から断続的に発生したe-Taxの接続障害により、期限である令和4年3月15日（火）までにe-Taxで確定申告書等を送信することができなかった場合、個別延長の適用を受けることはできますか。

- 令和3年分の申告所得税、贈与税の確定申告については、e-Taxの接続障害により、令和4年3月15日（火）の期限までにe-Taxで確定申告書等を送信することができなかった方については、同年4月15日（金）まで、申告・納付期限を延長することができます。
- 延長する場合は、別途「延長申請書」を作成して提出していただく必要はなく、所定の欄に「e-Taxの障害による申告・納付期限延長申請」といった文言を付記し、令和4年4月15日（金）までにe-Taxにより提出いただくことで延長することができます。（注）  
（注） この方法により個別延長を許可する場合には、「災害による申告、納付等の期限延長通知書」の送付等による期限延長を許可する旨の通知は行わないこととしています。

（参考）e-Taxの接続障害による期限延長手続の方法

➤ [所得税等に関する申請手続の具体的な方法](#)

- なお、申告期限及び納付期限は、令和4年4月15日（金）となります。
  - ※ 申告書等の余白に「e-Taxの障害による申告・納付期限延長申請」といった文言を付記し、書面により提出いただくことでも延長することができます。ただし、65万円の青色申告特別控除の適用を受ける場合は、e-Taxで提出する必要があります。
  - ※ **延長後の納付期限までに納付することが困難な場合には**、納付の猶予制度を適用できる場合があります。適用を受けるためには、**税務署に申請手続が必要になります**ので、まずは、管轄の税務署（徴収担当）にお電話ください。

## 問2. 《e-Taxの接続障害により確定申告書を訂正できなかった場合》

既に令和3年分の確定申告書を提出しましたが、計算等に誤りがあったため、令和4年3月14日(月)に訂正した確定申告書をe-Taxで提出しようとしたところ、接続障害により送信できませんでした。どのような方法で確定申告書の訂正を行えばいいですか。

- 既に令和3年分の確定申告書を提出しており、令和4年3月14日(月)及び期限である同年3月15日(火)にe-Taxの接続障害により、訂正した確定申告書をe-Taxで提出することができなかった場合は、同年3月16日(水)から4月15日(金)までの間に、所定の欄に「e-Taxの障害による申告・納付期限延長申請」と記載してe-Taxにより提出していただくことで、確定申告書の訂正を行うことができます(期限内に提出があったものとして取り扱います。)(注)

(注) この方法により期限延長を許可する場合には、「災害による申告、納付等の期限延長通知書」の送付等による期限延長を許可する旨の通知は行わないこととしています。

- なお、令和4年4月16日(土)以降に訂正した申告書を提出した場合は、「e-Taxの障害による申告・納付期限延長申請」と記載していただいても、確定申告書の訂正を行うことはできません(「修正申告」等の手続となります。)

※ 申告書等の余白に「e-Taxの障害による申告・納付期限延長申請」といった文言を付記し、書面により提出いただくことでも延長することができます。ただし、65万円の青色申告特別控除の適用を受ける場合は、e-Taxで提出する必要があります。

### 問3.《青色申告特別控除 65 万円の取扱い》

65 万円の青色申告特別控除の要件として、e-Tax で送信することが必要ですが、e-Tax の接続障害により送信できなかった場合は、65 万円の青色申告特別控除の適用を受けることはできますか。

- 令和3年分確定申告において、65 万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、55 万円の青色申告特別控除の要件を満たした上で、①e-Tax による申告又は②令和2年9月30日までに税務署長による承認を受けた上で、仕訳帳及び総勘定元帳について電子帳簿保存を行っている必要があります。
  - そのため、e-Tax の接続障害により申告書の提出ができなかった場合、65 万円の青色申告特別控除の適用を受けられる方は、「e-Tax の障害による申告・納付期限の延長申請」と記載した申告書を、令和4年4月15日（金）までに e-Tax で提出していただくことで65 万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。
  - なお、e-Tax の接続障害により送信ができなかったため、e-Tax で提出せずに、書面で青色申告特別控除を55万円として提出した場合であっても、令和4年4月15日（金）までに「e-Tax の障害による申告・納付期限の延長申請」と記載した申告書を、e-Tax で提出していただければ、65 万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。
- (注) 令和4年3月14日（月）又は15日（火）に、65 万円の青色申告特別控除を適用する申告書を e-Tax で提出しようとしたものの、今回の接続障害のために、当該申告書（65 万円の青色申告特別控除を適用する申告書）を書面に印刷して提出した方は、改めて当該申告書を e-Tax で再提出していただく必要はありません。

#### 問4.《受付結果の確認方法》

令和4年3月15日(火)に送信したが、自分の申告書が申告期限内に受信されているかを確認するにはどうすればよいですか。確認の結果、エラーだった場合はどうすればよいですか。

- e-Taxにより申告した場合は、メッセージボックスを確認することで、送信した申告データが正常に受信されたかを確認することができます。

メッセージボックスで受付結果を確認した際、エラー情報が表示されている場合は、エラーの内容を確認し、訂正等を行った上で、令和4年4月15日(金)までに「e-Taxの障害による申告・納付期限の延長申請」と記載した申告書を、再度e-Taxで送信していただければ、期限内に提出があったものとして取り扱うこととしております。

(参考) [送信した申告等データの確認方法](#) (e-Tax ホームページ)

- また、令和4年3月16日(水)以降に受信されていた場合で、特記事項欄に何も記載していなかった場合には、同年4月15日(金)までに「e-Taxの障害による申告・納付期限の延長申請」と記載した申告書を、再度e-Taxで送信していただければ、期限内に提出があったものとして取り扱うこととしております。

#### 問5.《令和3年分以外の確定申告について》

令和3年分以外の確定申告はe-Taxの接続障害による延長の対象となりますか。

- 令和4年3月14日(月)から断続的に発生したe-Taxの接続障害については、令和4年3月14日(月)から同年3月18日(金)の間に期限が到来する申告等が延長の対象となります(また、更正の請求や所得税の青色申告承認申請等の申告以外の届出や申請についても、延長の対象となります。)
- 例えば、**令和2年分**の確定申告の期限は、令和3年4月15日(木)であったため、「e-Taxの障害による申告・納付期限延長申請」と記載していただいても、延長の対象となりません。

## 問6.《預貯金口座からの振替日について》

e-Tax の接続障害による個別延長をした場合、預貯金口座からの振替日はいつになりますか。

- e-Tax の接続障害による個別延長により、令和4年4月15日（金）までに申告された方の預貯金口座からの振替日は次のとおりです。

申告所得税及び復興特別所得税　：　令和4年5月31日（火）

（注）消費税（個人事業主）については、期限延長の対象とはなりませんので、令和4年3月31日（木）までに申告・納付をお願いします。

## 報 道 発 表 資 料

### 【所得税等の確定申告について】

新型コロナウイルス感染症の影響により申告期限までの申告等が困難な方へ

オミクロン株による感染の急速な拡大に伴い、確定申告期間（申告所得税：2月16日～3月15日）にかけて、感染者や自宅待機者のほか、通常の業務体制が維持できないこと等により、申告が困難となる納税者が増加することが想定されます。

こうした状況を踏まえ、令和3年分確定申告について、新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な方については、令和4年4月15日までの間、簡易な方法により申告・納付期限の延長を申請することができますようにしました。

（注1）具体的には、期限後に申告が可能となった時点で、申告書の余白等に新型コロナウイルスの影響により延長を申請する旨を記載する方法です（申請書の提出は不要）。記載例は[こちら](#)をご覧ください。

（注2）申告所得税以外の税目も同様の取り扱いとなります。  
詳細は、[FAQ](#)をご参照ください。

なお、確定申告書の提出は、外出せず利用できるe-Tax（国税電子申告・納税システム）が便利です。また、マイナンバーカードや税務署の発行するID・パスワードをお持ちでないなどe-Taxがご利用できない方は、作成した申告書を郵送にて提出することもできます。

※ 申告書の作成は、[「確定申告書等作成コーナー」](#)をご利用ください。

※ 会場での相談を希望される方は、[こちら](#)をご覧ください。

国税庁長官  
大鹿 行宏

## 申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の 申告・納付期限の個別指定による期限延長手続の具体的な方法

### ○ 申告書を書面で提出する場合の記載方法

申告書の右上の余白に、

「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載してください。

#### 【所得税申告書の記載例】

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請

	税務署長 令和 年 月 日	令和 <b>03</b> 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B	FA2201
現在の住所 及 事務所 住所等		フリガナ 氏名	
令和 年 月 日 の 日		職業 業種・業号	世帯主の氏名 世帯主との続柄

第一表 (令和)

#### 【贈与税申告書の記載例】

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請

	税務署長 令和 年 月 日	令和 <b>03</b> 年分贈与税の申告書(兼贈与税の簡易計算明細書)	FD4729
提出用 住所 フリガナ 氏名 個人番号 法人番号 主 年		整理番号 種 完 申告書提出年月日 戻書等送付年月日 高用年月日	名 簿 事業 確認 訂正 修正 枚

第一表 (令和3年分)

#### 【消費税及び地方消費税申告書の記載例】

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請

	令和 年 月 日	税務署長殿	GK0304
納税地 (フリガナ) 名称 又は屋号		一連番号 申告年月日 申告区分 指 導 等 指 定 庁 指 定 局	翌年以降 送付不要 申告年月日 令和 年 月 日 指 導 等 指 定 庁 指 定 局 通 信 日 付 印 確 認 印

## ○ 確定申告書等作成コーナーを利用して e-Tax で提出する場合の入力方法

### 【所得税申告書の入力例】

「送信準備」画面の「特記事項」欄に、

「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力してください。

### 《パソコン》

国税庁  
令和3年分 所得税 確定申告書作成コーナー

マイナンバー  
ガイド

確定申告書作成コーナー

e-Tax  
ご利用ガイド

よくある質問

よくある質問を検索

送信準備

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

特記事項

特記事項に特記する入力がありますか？

はい いいえ

(全角200文字以内)

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請

### 《スマートフォン》

国税庁 確定申告書等作成コーナー

メニュー

送信準備

5 送信

送信準備

e-Taxの利用可能時間について

特記事項

※ 全角200文字以内

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請



### 【贈与税申告書の入力例】

「送信準備」画面の「特記事項」欄に、  
「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力してください。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY  
令和3年分 贈与税の申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

送信前の申告内容確認 > 送信準備 > 送信票紙送付書等印刷

マイナンバーカード

### 送信準備

e-Taxには利用可能時間がありますので、送信前にこちらをご確認ください。  
利用可能時間内の場合、画面下の「入力データの一時保存」ボタンからデータの保存を行い、利用可能時間内に送信してください。

### 特記事項(任意入力)

特記事項を入力してください。  
[各欄全角50文字以内、合計全角200文字以内]

**新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請**

### 【消費税及び地方消費税申告書の入力例】

「納税地等入力」画面の「納税地情報」欄の「建物名・号室」部分に、  
「(新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請)」と入力してください。

納税地・氏名等の入力

東日本大震災により避難されている方はこちらをご参照ください。  
制限文字数を超える場合、省略可能な文字（マンション名等）は省略して入力して差し支えありません。

### 納税地情報

納税地 **必須** **住所** 事業所等  
事業所等の所在地を納税地とする場合には、届出が必要です。

住所又は **必須** 郵便番号 XXX-XXXX **郵便番号から住所入力**

事業所等  
都道府県 都道府県 市区町村 市区町村  
郵便番号から検索できなかった方は、こちらから都道府県や市区町村を選択してください。

町名・番地 [都道府県市区町村と合計で28文字以内]（マンション名等省略可）  
〇〇〇-xxxx

建物名・号室 [28文字以内]  
**(新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請)**



## 国税の申告・納付期限の簡易な方法による延長に関するFAQ

オミクロン株による感染の急速な拡大に伴い、確定申告期間（申告所得税：2月16日～3月15日）にかけて、感染者や自宅待機者のほか、通常の業務体制が維持できないこと等により、申告が困難となる納税者が増加することが想定されます。

こうした状況を踏まえ、令和3年分確定申告について、新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な方については、令和4年4月15日までの間、簡易な方法により申告・納付期限の延長を申し出ることができるようにしました。

つきましては、その際の手続等をFAQとして取りまとめましたので、参考としてください。

### 目次

- 問1. 簡易な方法による延長
- 問2. 簡易な方法による延長の対象年分
- 問3. 簡易な方法による延長後の申告・納付期限
- 問4. 申告所得税等以外の税目の延長

上記以外の新型コロナウイルス感染症に関する税務上の取り扱いに関しては[こちら](#)をご覧ください。

また、電話による相談については、最寄りの税務署にお問い合わせください（税務署に電話の上、所得税等のご質問の場合は音声案内に従い「0番」を押してください）。詳しくは、[こちら](#)をご覧ください。

## 問 1. 《簡易な方法による延長》

簡易な方法による申告・納付期限の延長とは、どのようなものでしょうか。

- 令和3年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告につきましては、オミクロン株による感染の急速な拡大状況に鑑み、令和4年3月15日（火）（個人事業者の消費税の確定申告については令和4年3月31日（木））の期限までに、新型コロナウイルス感染症の影響により申告することが困難であった方については、同年4月15日（金）までの間、[簡易な方法](#)により申告・納付期限を延長することができます。
- 簡易な方法による延長とは、別途、「延長申請書」を作成して提出していただく必要はなく、申告書を提出いただく際に、その余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」といった文言を付記していただくか、e-Tax をご利用の方は所定の欄にその旨を入力していただくなどの方法をいいます。

（参考）個別指定による期限延長手続の具体的な方法

➤ [所得税等に関する申請手続の具体的な方法](#)

- また、申告期限及び納付期限は原則として申告書を提出した日となります。そのため、申告・納付が可能となった時点で提出してください。
  - ※ 申告書を、郵便又は信書便を利用して税務署に提出する場合には、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日が提出日とみなされます（国税通則法 22 条）ので、納付をする場合は納付期限にご注意ください。
  - ※ **延長後の納付期限までに納付することが困難な場合には**、納付の猶予制度を適用できる場合があります。適用する場合は別途、**税務署に申請手続が必要になります**ので、まずは、所轄の税務署（徴収担当）にお電話ください。

## 問 2. 《簡易な方法による延長の対象年分》

簡易な方法による延長の対象となるのは何年分になるのでしょうか。

- **簡易な方法**による延長は、オミクロン株による感染の急速な拡大に伴い、確定申告期間にかけて、納税者ご自身や従業員・顧問税理士等が自宅待機を余儀なくされるなどの理由により、申告が困難になるケースが増加していると想定されることを踏まえたものであるため、令和4年1月以降に申告等の法定期限を迎える手続を対象としています。
- このため、令和3年12月末以前に申告等の法定期限を迎えた手続について期限の延長申請を行う場合は、通常どおり、「[延長申請書](#)」に申請理由等を記載の上、提出いただく必要があります。
- また、令和4年1月以降に申告等の法定期限を迎える手続について、令和4年4月16日以降に期限の延長申請を行う場合も同様に、「[延長申請書](#)」を提出いただく必要があります。

## 問 3. 《簡易な方法による延長後の申告・納付期限》

簡易な方法による延長の場合には、申告・納付期限はいつになるのでしょうか。

- 令和4年4月15日（金）までの簡易な方法により申告と同時に延長を申し出た場合は、原則として、申告書を提出した日が申告・納付期限となります。そのため、申告・納付が可能となった時点で提出してください。
- 同年4月16日（土）以降も新型コロナウイルス感染症の影響が続き、申告等ができなかった場合は、申告等ができるようになった日から2か月以内に「[延長申請書](#)」を所轄の税務署に提出していただくことになります。この場合は、所轄の税務署長が指定した日が申告・納付期限となります。
- また、振替納税を利用されている方の振替日については、別途お知らせします。

#### 問4. 《申告所得税等以外の税目の延長》〔令和4年2月3日更新〕

申告所得税等以外の税目について、簡易な方法による延長の適用を受けることはできないのですか。

- 法人税や相続税といったその他の税目についても、新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに申告・納付等が困難な方もおられると考えられ、そのような方については申告書の余白に所定の文言を記載いただく等の簡易な方法による延長が認められます。
- 具体的な方法等（申告書余白部への記載や e-Tax を利用する場合の所定の欄の入力方法など）については、国税庁ホームページ「個別指定による期限延長手続の具体的な方法」を参照してください。

（参考）個別指定による期限延長手続の具体的な方法

- [法人税及び地方法人税・法人の消費税・源泉所得税](#)
- [相続税](#)

令和4年3月18日

(令和4年3月22日一部更新)

国 税 庁

## e-Tax の接続障害に伴う 65 万円の青色申告特別控除の取扱いについて

令和4年3月14日（月）に発生した e-Tax の接続障害については、納税者の皆様に大変ご不便をおかけしておりますこととお詫び申し上げます。

令和3年分の所得税について、65万円の青色申告特別控除（※）の適用を受けるためには、55万円の青色申告特別控除の要件を満たした上で、e-Tax による申告又は電子帳簿保存法の承認を受けて電磁的記録による保存を行う必要があるところ、**今回の接続障害を原因として e-Tax による申告書の提出ができなかった方については、以下の方法で申告書をご提出いただくことで、65万円の青色申告特別控除を受けることができます。**

[※青色申告特別控除制度については、こちらをご覧ください。](#)

### 1 e-Tax の接続障害により、3月15日（火）までに申告書を提出できなかった納税者の方

- 申告書に、「e-Tax の障害による申告・納付期限の延長申請」である旨を記載して、**e-Tax により提出してください。**※
- この場合、期限内に提出された確定申告書として扱います。

### 2 e-Tax の接続障害により、3月15日（火）までに 55 万円の青色申告特別控除を適用する申告書を書面で提出した納税者の方

- 青色申告特別控除額を 65 万円に変更し、申告書に、「e-Tax の障害による申告・納付期限の延長申請」である旨を記載して、e-Tax により提出してください。※
- この場合、後から提出された申告書を期限内に提出された確定申告書として扱います。

※ 上記 1、2 の方法により延長申請ができる期間は、令和4年4月15日（金）までとなっております。

※ 令和4年3月14日（月）又は15日（火）に、65万円の青色申告特別控除を適用する申告書を e-Tax で提出しようとしたものの、今回の接続障害のために、当該申告書（65万円の青色申告特別控除を適用する申告書）を書面に印刷して提出した方は、改めて当該申告書を e-Tax で再提出していただく必要はありません。

なお、令和2年9月30日までに仕訳帳及び総勘定元帳について税務署長の承認を受けて電磁的記録による保存を行っている場合には、後日、「e-Tax の障害による申告・納付期限延長申請」と記載した申告書を、e-Tax 又は書面で提出いただくことで、65万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

# e-Taxへの接続障害に伴い、申告データの送信ができなかった税理士の皆様へ

この度のe-Taxへの接続障害により、税理士の皆様には大変ご不便をおかけしておりますこととお詫び申し上げます。  
今般の障害の影響により、申告期限までに送信が完了しなかった申告データがある場合は、個々の申告データの特記事項欄等に「e-Tax障害による申告・納付期限延長申請」と入力いただくことに代えて、令和4年4月15日（金）まで、署ごとにまとめて申告・納付期限の延長申請ができますので、各関与先の所轄税務署（管理運営部門）までご相談いただきますようお願いいたします。

※65万円の青色申告特別控除の取扱いについては、[こちら](#)をご覧ください。  
この特別控除の適用においても、以下の方法を利用することができます。

- ◆ **事前に所轄税務署へご相談ください。**
- ◆ **「災害による申告、納付等の期限延長申請書」に申告データの送信を予定されている関与先の一覧表を添付して提出してください。** 記載例は次ページ  

3月15日（火）までに申告書を書面で提出済みの関与先の方々について、e-Taxで申告データを送信する際は、一覧表への搭載は省略可能です。
- ◆ **所轄税務署での準備が整い次第、担当者（個人課税部門等）からご連絡を差し上げますので、申告データを送信してください。**



收受印

整理番号

令和\_\_年\_\_月\_\_日

霞が関 税務署長 殿

(〒 )

申請者 住 所

(所在地) 千代田区霞が関1-2-3 (税理士の住所)

(電話番号) 03-1234-5678 (税理士の連絡先)

氏 名 国税 太郎 (税理士の氏名)

(名 称) 申請対象者は別紙のとおり

法人番号

### 災害による申告、納付等の期限延長申請書

自令和 4 年 3 月 14 日

の e-Tax の障害 により被害を受けましたので、下記のとおり、申告、

至令和 \_\_ 年 \_\_ 月 \_\_ 日

納付等の期限の延長を申請します。

記

申 請 内 容			※
期 限 の 種 類	法 定期 限	申 請 期 限	処 理
申告所得税及び復興特別所得税	令和 4 年 3 月 15 日	令和 年 月 日	
贈与税	令和 4 年 3 月 15 日	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
被 災 状 況	参 考 事 項		

(注) 1 この延長申請書は、原則として災害のやんだ日から1か月以内に申請してください。

2 ※印が付された欄の記入は要しません。

※ 決 裁	署 長	副署長	総務課長、統括官	担当者	※ 決 議	令和 年 月 日
					※ 通 知	令和 年 月 日 第 号・口頭・( )

※税務署整理欄	通信日付印	年 月 日	確 認	処理年月日	年 月 日
	番号確認				

## 災害による申告、納付等の期限延長申請書(別紙)

税務署名： \_\_\_\_\_

関与税理士： \_\_\_\_\_ 国税 太郎

No.	氏名	利用者識別番号	整理番号	備考
(例1)	納税 花子	0000-0000-0000-0000	00000000	
(例2)	納税 一郎	1111-1111-1111-1111	00000001	所得税・贈与税
(例3)	納税 二郎	2222-2222-2222-2222	00000002	贈与税
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				

※この別紙に代え、納税者の方を特定できる①又は②の内容の情報が記載された既存の一覧表などを提出いただいても差し支えありません。

① 氏名及び利用者識別番号又は整理番号

② 氏名、住所、生年月日

※税目に贈与税がある場合は、備考欄にその旨を記載してください。